

庄内広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

令和8年2月4日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表事項)

第2条 企業長が公表しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業の状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項

(公表の時期)

第3条 企業長は、毎年12月末日までに、その概要を公表しなければならない。

(公表の方法)

第4条 前条の規定による公表は、次の各号に掲げる方法のうち1以上の方法により行うものとする。

- (1) 庄内広域水道企業団の広報に掲載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) 庄内広域水道企業団公告式条例(令和7年庄内広域水道企業団条例第1号)第2条第2項による方法

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。